

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 年をまたがって支出した医療費と保険金

Q：私は、昨年12月から今年1月にかけて入院しました。12月に20万円と1月に15万円の入院費を支払ったのですが、今年の2月に入院給付金を受け取る予定です。

医療費控除の計算上、入院給付金はどの年の医療費から控除するのでしょうか。

A：入院給付金は、支払った医療費の額に応じて、前年分と当年分に按分して控除します。

#### 【解説】

医療費控除の対象となる医療費は、控除を受けようとする年の1月1日から12月31日までの間に実際に支払った医療費に限られますから、同じ病気で2年にまたがって医療費を支払ったような場合でも、医療費控除の対象となる金額は、それぞれの年に支払った金額です。

また、医療費控除の金額は、支払った医療費の金額から医療費を補てんする保険金等の金額を差し引いて計算しますが、医療費を補てんする保険金等は、同じ病気の場合には一括して支給されることがあります。

このような場合には、受け取った保険金等を前年分と当年分に按分して医療費控除の計算をしなければなりません。按分する方法は、支払った医療費の額に応じて按分するのが合理的と思われます。

ご質問の場合、12月に支払った20万円と1月に支払った15万円の額に応じて按分した金額を基に医療費控除の計算をすることになります。

